

福島市における当面の対応

令和2年12月26日

福島市

1. 基本的な対応方針

- ① 福島県からの協力要請を速やかに市民・事業者へ周知し、年末年始の感染拡大防止に繋げる。
- ② 福島市新型コロナ緊急警報の期間中、市民の皆様へ最大限の警戒をお願いする。
- ③ 市内におけるクラスター（感染集団）が発生する中、さらなる感染拡大防止を徹底する。
- ④ 地域の総力を結集して乗り越える

2. 福島市から福島県に対する要請

令和2年12月24日 市長から県知事へ以下の内容を要請

- ① 特措法第24条第9項に基づき、福島市内の酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の協力要請を速やかに実施すること。併せて、要請に応じた飲食店に対し、協力金等の支援を行うこと。
- ② できるだけ不要不急の外出を自粛するなど、福島市に係る移動を抑制する方策を講じること。

3. 福島県からの協力要請

(1) 事業者への要請（特措法第24条第9項に基づく協力要請）

- ①対象市町村 福島市（全域）
- ②要請内容 午後10時から午前5時までの時間帯の営業自粛
- ③対象期間 令和2年12月28日（月）午後10時から
令和3年 1月12日（火）午前 5時まで
- ④対象施設 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた以下の施設
 - ・接待を伴う飲食店
 - ・酒類の提供を行う飲食店

(2) 福島市民へのお願い

令和2年12月28日（月）から令和3年 1月11日（月）まで

できる限り不要不急の外出は控える、大人数・長時間の会食は自粛する、初詣等は混雑する時期を避けるなど、市民一人一人の慎重な行動をお願いします。

4. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

- ①交付対象店舗 福島市内の営業時間短縮の協力要請に応じた店舗※詳細別紙
- ②交付額 1店舗当たり最大60万円（1日あたり4万円、15日間で60万円）
- ③申請受付期間 要請期間の終了後に申請の受付を開始する予定（1月12日以降）

5. 福島市新型コロナ緊急警報の延長

(1) 期間 令和2年12月20日～令和3年1月3日→1月11日

(2) 年末年始、市民の皆さまへ特にお願ひしたいこと

- ①できる限り不要不急の外出はお控えください。
- ②家族などいつものグループでお過ごし下さい。帰省はできる限り控えていただくよう呼び掛けてください。
- ③忘年会等は控え、会食は、いつものグループ、小人数、短時間で。
- ④初詣等において、混雑、人前でのマスクを外す行為（飲食など）は避けてください。
- ⑤家庭内など近い人との間でも基本的な感染防止対策の徹底を（マスク、手洗い、距離をとるなど）。

6. 市有施設の利用制限等

(1) 市有施設中、屋内施設で不特定多数の方が利用する観光施設等は、12月28日から1月11日まで、原則として利用を休止する。

例) 古関裕而記念館、街なか交流館の常設展示部門、西口観光案内所

(2) 貸館・貸室、体育館等については、すでに予約されている利用については利用可とし、1月11日まで新規予約を停止する。また、ロビー等での学習利用等も停止する。

(3) 施設の利用状況に応じ、人数制限等の利用制限を行う。

7. イベント等の取扱い

令和2年12月28日(月)～令和3年1月11日(月)までの市主催イベントについて、不特定多数の方に参加を呼びかけるイベント等に関しては、中止や延期、オンライン開催等の対応を行う。

*参加メンバーが特定され、十分な感染防止対策を講じることができるイベント（会議等）まで取りやめるものではない